

# 自家用車使用規定

平成 11 年 9 月 5 日制定

平成 11 年 9 月 5 日施行

## 第1条 制定の目的

この規定は、山行の交通手段として自家用車(以下車両と言う)を使用する場合に摘要し、車両の使用に対する安全管理、費用負担の明確化を目的として制定する。

## 第2条 摘要範囲

本規定は例会山行はもちろん個人山行およびレンタカーにも摘要する。

## 第3条 車両運行責任者

車両を使用する場合には、事前に車両運行責任者(以下車両責と言う)を決定し、車両責は本規定が遵守されるよう管理責任を負う。

## 第4条 車両の要件

法令に定められた点検整備が実施済みであり、任意保険に加入していること。

## 第5条 車両使用時の注意事項。車両使用時は下記の項目を守ること。

- 5-1 車両責は、出発前に参加者全員に車両運行経路を周知させること。また、複数の車両を使用する際には、離れての走行を想定して、経路途中での集合地をとり決めておくこと。
- 5-2 運転者は法令を遵守し安全運転に徹すること。
- 5-3 長時間の連続運転は避けること。2時間以内を目安として、必ず休憩または運転手の交替を行うこと。

## 第6条 車両使用にかかる負担費用

- 6-1 車両使用について、全ての参加者(車両所有者・運転手を含む)は下記の費用を均等に負担すること。
- 6-2 燃料費、有料道路代等の車両運行に要した実費
- 6-3 上記第1項の費用の外に、下記の通り車両所有者や運転者に支払う費用
  - 6-2-1 車両使用料として、走行1kmにつき10円で算出した金額を車両所有者に支払うものとする。
  - 6-2-2 運転手当として、走行1kmにつき10円で算出した金額を運転手に支払うものとする。

## 第7条 交通事故発生時の対応

- 7-1 事故現場では、法令に従い、人命第一として行動すること。
- 7-2 速やかに会長宅へ事故発生連絡をいれること。
- 7-3 相手のある事故の場合、相手方との連絡・交渉は運転者または車両所有者が取り扱う。

## 第8条 規定の改正

当規定の改正は、役員会において、出席者の3分の2以上の同意により決定する。